

大和市告示第83号

大和市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱を次のように定める。

平成26年4月23日

大和市長 大木 哲

大和市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2に規定する障害児通所支援（以下「障害児通所支援」という。）を利用している児童の保護者と同一世帯に属する2人以上の児童が幼稚園等に通い、又は障害児通所支援を利用する場合に、当該世帯の経済的負担を軽減するための措置（以下「多子軽減措置」という。）により軽減される額を償還払いの方法により法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費（以下「障害児通所給付費」という。）として支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 障害児通所給付費の支給対象となる者は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）第24条第3号に規定する小学校就学前児童が2人以上いる通所給付決定保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）とする。

(障害児通所給付費の額等)

第3条 通所給付決定保護者に支給する障害児通所給付費の額は、別表第1に掲げる多子軽減措置の対象児童の区分に応じ、それぞれ同表の負担額の欄に定める額の合計額（当該合計額が別表第2に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表の負担の上限月額を超過する場合は、当該額）と通所給付決定保護者が同一の月に受けた法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援（以下「指定通所支援」という。）に係る同条第2項第1号に掲げる額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）との差額とする。

(支給申請)

第4条 障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、大和市多子軽減措置に伴う障害児通所給付費支給申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 通園証明書

(2) 領収書等指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額がわかる書類

(支給決定等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、内容を審査してその可否を決定し、大和市多子軽減措置に係る障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書により前条の規定により申請した通所給付決定保護者に通知するものとする。

（障害児通所給付費の請求等）

第6条 前条の決定通知書を受けた通所給付決定保護者は、障害児通所給付費の支給を受けようとするときは、大和市多子軽減措置に伴う障害児通所給付費請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに障害児通所給付費を支給するものとする。

（給付費の返還）

第7条 市長は、通所給付決定保護者が偽りその他不正な手段により障害児通所給付費の支給を受けたときは、支給した障害児通所給付費の全部又は一部の返還を求めることができる。

（様式）

第8条 この要綱で使用する様式は、別表第3のとおりとし、その内容は別に定める。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

番号	多子軽減措置の対象児童	負担額
1	政令第24条第3号イ(1)に掲げる通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長児童である障害児	同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の10に相当する額
2	政令第24条第3号イ(2)に掲げる通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。）	同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の5に相当する額
3	第1号及び前号以外の障害児	なし

備考 負担額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 2 (第 3 条関係)

世帯区分	負担の上限月額
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定による支援給付を受けている世帯（単給世帯を含む。）又は市町村民税非課税世帯	なし
市町村民税課税世帯であって、当該世帯の所得割の額が 280,000 円未満の世帯	4,600 円
市町村民税課税世帯であって、当該世帯の所得割の額が 280,000 円以上の世帯	37,200 円

備考 この表において「所得割の額」とは政令第 24 条第 2 号に規定する所得割の額を合算した額をいう。

別表第3（第8条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市多子軽減措置に伴う障害児通所給付費支給申請書	第4条及び第5条
第2号様式	通園証明書	第4条
第3号様式	大和市多子軽減措置に伴う障害児通所給付費支給（不支給） 決定通知書	第5条
第4号様式	大和市多子軽減措置に伴う障害児通所給付費請求書	第6条